

# 厚生労働省 短時間労働者対象に 年金適用拡大の検討開始

## 厚労省 短時間労働者対象に

厚生労働省は9月1日、「第1回社会保障審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会」を開催し、短時間労働者への厚生年金の適用拡大に向けて検討を開始しました。この日、案として提示された適用拡大の対象となる短時間労働者を、政府・与党社会保険改革検討本部が決定し、今年7月に閣議報告された「社会保障・税一体改革案」の中の規定「(雇用保険と同じ条件とする場合) 現行の週30時間以上を20時間以上に拡大」としてあります。「特別部会」は今後、関係団体・有識者からのヒアリングや具体的なあり方に関する議論を行い、11月以降にとりまとめに向けた議論を行うとしてあります。

この日の議事は、①「社会短時間労働者の社会保険適用を巡る現状及び議論②今後の進め方」

資料のほか、①「社会保障・税一体改革」における短時間労働者への社会保険の適用拡大の議論の経過②「社会保障・税一体改革案」における改革項目「年金適用拡大」など出されました。

この「改革項目」の中で短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大について、「働き方に中立的な制度を目指す」とし、現在の国民年金に加入している非正規労働者(約400万人)と

入っている非正規労働者の将来の年金権を確保しています。こうした資料の説明とともに、今後「想定される主な論点」の資料も提示されました。

### <1>想定される主な論点

- 厚生年金・健康保険の適用対象となる者の範囲をどのように定めるか。
  - ・週の労働時間について、平成19年法案では雇用保険と同様の20時間を適用基準とし、一体改革「成案」でも同じ案となっているが、どう考えるか。
  - ・雇用保険では適用の要件を31日以上雇用見込みとしているが、どうか考えるか。
  - ・生計の中心ではなく家計において補助的な役割に留まるパート労働者をどのように位置づけるか。
  - ・生活の中心が労働者であるとは言えない昼間学生であるパート労働者をどのように位置づけるか。
  - ・厚生年金の受給資格を満たしている60歳以上のパート労働者をどのように位置づけるか——等。
- パート労働者の雇用への影響にどのように配慮するか。
  - ・企業が、事業主負担を抑えるため、雇用自体を抑制したり、パート労働者に新たな基準以下の就業(労働時間の短縮等)を求めたりするのはどうか。
  - ・パート労働者が、保険料の負担を避けるため、新たな基準以下の就業(労働時間の短縮等)に移行するのはどうか。
  - ・パート労働者の処遇面(給与等)に与える影響はどうか——等。
- パート労働者が多く就業する企業への影響にどのように配慮するか。
  - ・「企業規模」による取扱いの差異を設けるかどうか。
  - ・「業種」による取扱いの差異を設けるかどうか。
  - ・企業の事業主負担の激変緩和策の必要性について、どう考えるか。
  - ・小規模事業所について、社会保険の適用事務が多大な負担にならないか。
  - ・負担の大きい業種や企業に対する雇用政策、産業政策としてどのようなことが考えられるか——等。
- その他
  - ・厚生年金の標準報酬の下限(現行月額98,000円)を維持するか、それともパート労働者の収入実態を考慮して引き下げるか。引下げ後の下限は、新たに適用となるパート労働者のみに適用するか。
  - ・新たに適用となるパート労働者の被扶養配偶者を、第3号被保険者として取り扱うべきか。
  - ・国民年金保険料を負担する場合(第1号被保険者)との負担と給付のバランスをどう考えるか。
  - ・第3号被保険者・被扶養配偶者の認定基準(年収130万円)についても、見直しが必要ではないか。
  - ・パート労働法による均等・均衡待遇の推進等、他の非正規雇用関係施策との整合性はどうか。
  - ・現行の厚生年金・健康保険の適用対象、および新たに適用対象となる事業所・従業員に対する適用の徹底をどう図るか——等。

### <2>今後の進め方

- 第1回(9月1日)
  - ・短時間労働者の社会保険適用を巡る現状及び論点
  - ・今後の進め方について
- 9月~10月
  - ・短時間労働者の社会保険適用を巡る現状及び論点
  - ・関係団体・有識者からのヒアリング(2回程度)
  - ・具体的な適用のあり方に関する議論
- 11月以降
  - ・とりまとめに向けた議論

が多く就業する企業への影響に対する配慮④その他などとしています。スタートラインから議論しようとしている姿勢がうかがえます。

今後、この「特別部会」は、現状認識や論点の検討、関係団体・有識者などへのヒアリングを行い、11月以降から取りまとめに向けた議論を行うとしてあります。

### 平成23年度 地域別最低賃金

(単位：円)

都県名	時間額	引上げ額	発効日(予定)
東京	837	16	10月1日
神奈川	836	18	〃
千葉	748	4	〃
埼玉	759	9	〃
栃木	700	3	〃
茨城	692	2	10月7日
群馬	690	2	10月6日

# 東京の最賃837円に

## 10月1日から発効

する(引上げ率1.95%)ことが適当である」とする答申を東京労働局長に答申しました。これを受けて同労働局長は9月1日、この答申に対する「異議申し出」がなかったことから、この最低賃金額とその発効日を10月1日とすることを官報公示しました。

今回の審議の中心は、昨年度と同様に「最低賃金」と「生活保護水準」との「乖離額」の解消問題でした。厚生労働省の調査によると、東京の「乖離額」は16円で、中央最低賃金審議会(今野浩一郎会長)も東京に対しては同額の「改定目安額」を提示していました。

一方、東京地方最低賃金審議会(昨年度の審議で、この「乖離額」の解消を23年度までに行うとしていました。そのため、この乖離額がそのまま今年度の「改定額」となりました。

こうして東京都の平成23年度最低賃金は10月1日から「837円」に改正されました。この最低賃金は、都内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用され、常用・臨時・パート・アルバイトなどの属性、性、国籍および年齢の区別なく適用され、この最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない使用者は、「最低賃金法」違反として罰則の対象となります。

なお、この最低賃金には、①精進手当、通勤手当および家族手当②所定時間外労働、所定休日労働および深夜労働に対して支払われる手当③臨時に支払われる賃金④賞与など1カ月を超える期間でとに支払われる賃金などは賃金には算入されません。

平成23年度の東京都最低賃金を審議していた東京地方最低賃金審議会(安西会長)は8月5日、「現行の時間額821円を16円引上げて、837円に改正

○…中央最賃金審議会(今野浩一郎会長)の7月27日の厚生労働大臣への答申「平成23年度地域別最低賃金額改定の目安について」では、これまでにない要請を厚生労働大臣に行いました。

○…それは、最低賃金引上げに向けた中小企業に対する支援を引き続き取り組むとともに、「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保

# 最低賃金で国へ要望

## 引上げの実施時期など

○…この「答申」内容については東京ビル政連(佐々木浩二理事)が「要望活動」(次号詳報)の中で「制度改革」の一環として訴えました。

○…その中では、「最低賃金の引上げの実施時期について」として、内容については東京ビル政連(佐々木浩二理事)が「要望活動」(次号詳報)の中で「制度改革」の一環として訴えました。

○…その中では、「最低賃金の引上げの実施時期について」として、内容については東京ビル政連(佐々木浩二理事)が「要望活動」(次号詳報)の中で「制度改革」の一環として訴えました。

○…その中では、「最低賃金の引上げの実施時期について」として、内容については東京ビル政連(佐々木浩二理事)が「要望活動」(次号詳報)の中で「制度改革」の一環として訴えました。

決方法として、年度途中の引き上げに伴い、契約金額の見直しを速(さ)かのぼって実施するか、適用時期を半年ずらし、新年度に合わせる方を求めます」としてあります。